

保健所は積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施していません。

体調不良の方がいた場合

体調不良の方がいる場合は、すぐに医療機関を受診するようご案内ください。また、濃厚接触者に該当する方で、医療機関に濃厚接触者であることをお伝えいただきPCR検査等を受ける場合は、検査料は無料になります。(診察料等は有料になります。)

感染拡大を防ぎましょう

産業医等とも連携し、社員の方の健康管理をしていただき、会社内で何人か体調不良者がいる場合は感染の広がりが予想されるため、なるべく早く、会社のご判断でリモートワークや会社の営業等の判断をお願いします。

令和4年3月30日
みなと保健所

企業等に対する新型コロナウイルス感染症のみなと保健所の調査について

現在は新型コロナウイルス感染症オミクロン株が主流になっていることに伴い、下記のように対応しています。

- 保健所が積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定は実施していません。
- 陽性者発生時の対応について

事業所等で陽性者が発生した場合は、原則保健所への連絡は必要ありません。ただし、陽性者が複数発生するなど、施設内において感染が拡大していると考えられる場合、保健所に感染防止対策等について相談は受けします。

また、事業所等において5名以上発生した場合等、必要に応じ、保健所等の判断により積極的疫学調査を実施する場合があります。

積極的疫学調査とは（感染症法第15条）

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立つものです。

- 陽性者と接触があった場合の対応について

事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として出勤を含む外出を制限する必要はありません。

- ① 事業所等で感染者と接触のあった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者（高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方）との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えるよう、事務所内に周知すること。
- ② 事務所等で感染者と接触があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないな

ど、感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、5日間の外出自粛や5日目に自主的な検査を実施する。

この場合、感染拡大防止対策については接触者が自主的に行うことを基本とする。

- ③ ①、②いずれの場合であっても、症状がある場合には速やかに医療機関を受診するよう促す。

●その他

感染状況に応じて、検温など従事者自身による健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

引き続き、感染対策を継続してください。

日ごろからの対策が重要です。以下の注意点を参考にしてください。

- 1 手洗い(手指消毒)、咳エチケット(マスクの着用等)、3密にならないための環境整備を行う
- 2 体調が悪い場合は、すぐに休める体制を作る
体調が悪くなった人をすぐに休ませる体制を作ることが重要です。発熱などの症状があり、すぐに解熱した場合でも、2～3日は様子を見て、完全に回復してから出社できる体制整備を行ってください。
- 3 1日に1回は、有効な消毒剤などで、不特定多数の人が触る部分を消毒する
新型コロナウイルス感染症の患者が判明した時点で、特別な消毒を行うよりも、日ごろの消毒をこまめに行う方が、予防としては重要です。
日ごろの清掃に、消毒を追加して実施できるかご検討ください。また、デスク回りは社員が自分で実施するなど、継続できる方法を検討してください。
- 4 休憩時間の取り方を見直す
工作中よりも、休憩時間に感染が広がるケースが多く発生しています。飲食を共にする場合は、①距離を開けて同じ方向を向いたり、交互に席を設けたりと環境の工夫をする。②会話を控える。会話をする場合はマスクを着用する。③休憩時間をずらして一人で休憩に入るようにする。④換気を行う。などの工夫を検討してください。